

# 公 募 要 領

## 1. 事業名

先端的スポーツ医科学研究推進事業

## 2. 事業の趣旨

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第9条に基づく第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学省）においては、「国及び独立行政法人日本スポーツ振興センターは、大学等とハイパフォーマンススポーツセンター（以下、HPSC という）との連携による先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用（実装化）できるよう取り組む。併せて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進める」こととしている。

このため、本事業では、スポーツにおける「医学分野」、「情報分野」、「工学分野」等に関する先端的な研究ならびに次世代の中核を担う若手研究者の育成を継続的に行う機関を「先端的スポーツ医科学研究拠点」として指定し、HPSC と連携・共同研究をし、スポーツ医・科学研究を推進する。

## 3. 事業の実施期間

事業の実施期間については、最大5年度（令和4年度から令和8年度）とする。ただし、毎年度、事業の実施状況について評価又は確認を行い、事業継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は予算の状況を踏まえ、年度毎に行うものとする。

## 4. 事業の内容

### （1）スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施

我が国のオリンピック競技及びパラリンピック競技の国際競技力が更に向上するよう、スポーツを中核として最先端の様々な研究分野と融合・連携（オープンイノベーション）したこれまでにないスポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に生かした斬新なスポーツに関する研究等を実施するとともに、国立スポーツ科学センター（以下、JISS という）を含む HPSC 等と連携・共同研究をおこない、研究成果を効果的に競技現場に還元するための仕組みを構築する。

事業の委託を受けようとする団体は、以下の通り研究テーマを設定すること。

- ① スポーツにおける「医学分野」、「情報分野」、「工学分野」等に関する先端的な研究テーマを二つ以上設定すること。
- ② JISS や競技団体の要請（研究ニーズ）に基づく共同研究テーマについては別紙を参考に一つ以上提案することが望ましい。

なお、研究テーマにおける HPSC との連携・共同研究においては事業の受託する団体の決定後に JISS と実施計画の詳細について協議を行う場を設けることを想定している。

## (2) 若手研究者を育成するプログラムの実施

我が国において持続可能な選手強化支援を実現するためには、選手強化の基盤を支える優秀な研究者を育成することが重要となる。このため、上記(1)の研究を実施するとともに、先端的スポーツ医科学研究拠点の特徴を生かしたスポーツにおける次世代の中核を担う優秀な若手研究者を育成するためのプログラム・コースを新たに構築するものとする。

(育成プログラムの例)

- ① 大学院の課程での教育(高度な専門的知識や能力を修得させるために、複数の科目等から構成される体系的な教育課程が編成されていること。これまで実施していた教育プログラム・コースを発展的に改変・拡充する場合を含む。)
- ② 学校教育法第105条(履修証明書の交付)及び学校教育法施行規則第164条(履修証明書が交付される特別の課程)に規定する課程に相当する体系的な教育(履修証明プログラム)
- ③ ①、②に準ずる育成プログラム

なお、当該プログラムについては、必要な実践的かつ専門的な能力を育成し、キャリア形成に資するよう十分に留意すること。

## (3) HPSC との連携

上記(1)及び(2)の取組を実施するにあたり、先端的スポーツ医科学研究拠点での成果の最大化を図るため、JISSを含むHPSCと連携・共同研究を行うこととする。

実施にあたっては、それぞれの取組が持続可能かつ将来的なモデルとなるよう十分に留意すること。

また、(1)、(2)については、若手研究者がHPSCを研究フィールドにして、先端的なハイパフォーマンススポーツ研究(世界一を競い合うレベルのアスリートが発揮する卓越したパフォーマンスに関する研究)を行えるような、具体的な以下の取組を提案すること。

(具体的な取組の例)

- ① サバティカル制度を用いて、研究者がHPSCにおいて一定期間研究活動に従事
- ② クロスアポイントメント制度を用いて、研究者がHPSCにおいても研究活動に従事
- ③ 博士後期課程の学生の研修派遣により、当該学生がHPSCにおいて一定期間研究活動に従事
- ④ その他①～③に準ずる取組(出向、研修派遣等)

なお、(3)の取組に関しては遅くとも2年度目以降に開始することが望ましい。

## 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者で

ないこと。

- (3) 我が国のスポーツに関する研究や選手強化の基盤を支える研究者を育成することが可能な法人格を有する団体であること。
- (4) スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト（SRIP）で拠点となっていた事業でないこと。
- (5) 上記（1）～（4）で必要な資格を有しているもので、コンソーシアムを形成し提案することも可能である。ただし、中心的な役割を果たす「中核機関」と、参画し共同して事業を実施する「参画機関」から構成すること。

## 6. 企画提案書等の提出方法

### (1) 企画提案書等の様式及び提出方法

- ①用紙サイズはA4版、横書きとする。
- ②提案書は、下記で示す電子データ形式でE-mailにて提出すること。（受信通知は、送信者に対してE-mailにて返信する。）
  - 送信メールの題名は、「団体名」「事業名」とすること。
  - 電子データの形式は、Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint(Microsoft365で閲覧可能なもの)のいずれか)及びPDFファイル形式(Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なもの)とする。
  - メール送信上の事故(未達等)について、当庁は責任を負いかねます。
- ③提出書類
  - ・ 企画提案書
  - ・ 実施計画書
  - ・ 団体等概要書
  - ・ 誓約書(下記9の通り地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない)
  - ・ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
  - ・ その他必要と思われる資料

### (2) 企画提案書の提出期限と提出先及び問合せ先

- ①提出期限：  
令和4年8月31日(水曜日)15時必着
- ②提出先：  
スポーツ庁競技スポーツ課スポーツ科学係  
kyosport@mext.go.jp
- ③問合せ先：  
公募内容に関する問い合わせ

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
スポーツ庁競技スポーツ課スポーツ科学係  
TEL：03-5253-4111（代）（内線 3946）  
FAX：03-6734-3793  
E-mail：kyosport@mext.go.jp

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは、一切認めない。（審査期間中に追加資料を求める場合がある）

研究テーマ・研究体制に関する問い合わせ  
〒115-0056 東京都北区西が丘3-15-1  
独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンススポーツセンター  
ハイパフォーマンス戦略部事業推進課  
TEL：03-5963-0227  
E-mail：hpsc\_research\_nw@jpnssport.go.jp

## 7. 事業規模及び採択数

- (1) 事業規模：各年度の1件当たりの計画上限額は5,000万円とする。  
※ 令和5年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。
- (2) 採択数：3件程度  
※ 採択件数は、スポーツ庁競技スポーツ課技術審査委員会（以下、委員会）が決定する。  
※ 採択分野に偏りがないように考慮して委員会が決定する。

## 8. 選考方法等

- (1) 選考方法：  
委員会において、提出された提案書類等にて書類選考を実施する。
- (2) 審査基準：  
別途定めた審査基準のとおりとする。
- (3) 選定結果の通知  
選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

## 9. 誓約書等の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。  
なお、再委託先も同様に提出が必要である。

- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

## 10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。  
なお、契約金額については、委託事業実施計画書の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は契約書を締結（契約書に契約の当事者の双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

### [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前の準備をすること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行口座情報
- ・ 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）

## 11. スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和4年7月4日（月曜日）
- (2) 事業内容説明会 : 令和4年7月20日（水曜日）  
14時00分～15時00分  
オンライン開催（参加を希望される方は6.（2）に示す問合せ先のE-mailまでその旨ご連絡ください。URL等はメールにてご案内いたします。）  
申し込み締切：令和4年7月15日（金）17時00分必着
- (3) 公募締切 : 令和4年8月31日（水曜日）
- (4) 審査 : 令和4年9月上旬頃

(5) 選定及び委託事業実施計画書の提出

: 令和4年9月中旬頃

(6) 契約期間

: 契約締結日から令和5年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。  
なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 12. その他

(1) 本企業事業実施にあたっては、先端的スポーツ医科学研究推進事業委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書を遵守すること。

(2) 本事業の経費については、他の経費措置を行っている事業と明確に区分し、重複等が生じないように十分留意すること。

(3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は、ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

## 13. 参考資料

別添1 事業概要

別添2 手続きの流れ

別添3 HPSC との連携・共同研究テーマ

別添4 審査基準